

2021（令和3）年度 自治体政策・制度予算要請について（回答書）

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答：産業振興課】

就職氷河期世代への支援については、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」をはじめ関係機関や各種団体と情報共有を図りつつ、他市町村の好事例等を参考にしながら、取り組みを進めてまいります。

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答：産業振興課】

コロナ禍における労働環境の悪化に対して、感染拡大防止措置を取りながら、合同就職フェアを開催し、積極的に雇用創出・確保に向けた取り組みを進めております。引き続き、「地域労働ネットワーク」をはじめとする関係機関や各種団体と情報共有を図りつつ、事業の展開を図ってまいります。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答：産業振興課】

本市においては、毎年9月の障がい者雇用支援月間にあわせて、「摂津市障がい者就職フェア」を開催し、障がい者の就労支援に取り組んでいるところでございます。また、精神障がい者をはじめとする職場の定着支援についても、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター等市内関係機関と連携し、取り組んでまいります。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答：人事課】

特定事業主行動計画の取組実施状況については、女性の職業選択に資する情報の公表と合わせて、毎年度ホームページにおいて公表しております。また、令和2年3月に第4次特定事業主行動計画を策定し、職員・所属長・人事課がそれぞれの立場で取組項目を定め、さらなる女性の活躍推進の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答：人権女性政策課】

「女性活躍推進法」について関係機関と連携し、事業者及びその従業員等に広く周知を図ります。特に、「一般事業主行動計画」策定にあたっては、2022年6月からは、策定対象事業者が拡大され、常時雇用する労働者が300人以下の事業者にも基本計画の策定・情報の公表が義務付けられます。これらの事業者に対し、迅速に計画準備が進められるよう各種支援に関する情報を、取組事例を紹介しながらホームページや広報紙等を通じて発信できるよう努めてまいります。

【回答：産業振興課】

ホームページや広報紙を活用し、市内事業所に対して周知・啓発に取り組んでまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答：産業振興課】

本市では、「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」について、各種労働法規制とあわせて、ホームページや広報紙を活用し、市内事業所に対して周知・啓発に取り組んでいるところでございます。

また、三島地域労働施策実行委員会が主催する「みんなで学ぶワークルールセミナー」において、労働者や事業主に対しワークルールの周知を行っております。今後も、関係機関と連携しながら、周知・啓発の充実を図ってまいります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答：産業振興課】

本市で働き暮らす外国人労働者の相談については、問題解決が図れるよう大阪労働局の外国人労働者相談コーナーを案内してまいります。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答：産業振興課】

国、大阪府や各般の動向等を注視しながら、引き続き検討してまいります。

<新規>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答：産業振興課】

人材育成については、関西職業能力促進センター（ポリテクセンター関西）をはじめ、各研修期間が実施している能力開発セミナー（在職者訓練）受講に係る費用の一部を補助し、在職者の技術、技能のスキルアップに活用いただいております。引き続き、人材育成・確保の支援を行ってまいります。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答：産業振興課】

市内事業者に対し、セミナーや各種イベントを活用し、啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答：産業振興課】

事業承継の課題と相まって市内事業所の技術力の伝承は市内事業所の今後の課題となっております。ものづくり産業の維持・強化にあたっては、状況に応じて本市の産業振興施策の利用や関係機関と連携を図りつつ、支援を行ってまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答：産業振興課】

関西職業能力開発促進センター（ポリテクセンター関西）等と連携し、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦していただけるよう、周知・啓発に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答：産業振興課】

本市では、資金力の弱い個人事業主や中小企業支援のため、摂津市中小企業事業資金融資のあっせんを行っています。利率を貸付期間に応じて、固定0.8%又は1.0%に設定し、保証料の全額と利息の2分の1を給付するなど、府下の市町村連携型融資のなかでも、利用者負担の少ない制度を実施しています。また、これまで保証料は完済時に給付していましたが、コロナ禍で資金需要が増加している状況を踏まえて、令和2年度においては借入時にすぐに給付できるよう制度を見直しました。引き続き、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施してまいります。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答：防災危機管理課】

中小企業が非常時における事業継続計画（BCP）の作成に取り組めるよう、支援方法や啓発方法について関係各課と検討してまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答：財政課】

今後も引き続き品質の確保等を図ることにより、下請に負担が発生するような低入札での受注を排除し、適正な運用が成されるよう関係法令・制度を周知してまいります。

<補強>

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について（★）

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答：財政課】

公共サービスの品質確保の観点から、総合評価方式の導入については重要性を認識しています。国・府からの情報収集や、先行市における事例を参照し、必要性に応じて引き続き検討していきます。公契約条例の内容については、地方自治体が条例で定めるのではなく、国が統一的に制定すべき事項と考えるため、現時点で条例化は予定しておりません。

<新規>

(4) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答：産業振興課】

本市におきましては、「第2期産業振興アクションプラン」（令和2年度～令和6年度）に基づき、中小企業等の振興に取り組んでおります。近隣自治体の条例制定の動向等を注視し、情報収集に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対

し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答：高齢介護課】

今後も多様で柔軟な介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービスのより一層の推進に努めるとともに、サービスの質の確保に向けて、「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」の意見を反映させながら、事業所の指定・指導を行い、公平かつ公正な運営の確保に努めてまいります。

また、医療と介護の連携を目的とした研修会の実施や、地域の声を反映することを目的とした地域ケア会議、協議体の開催などに取り組んでいます。加えて、ホームページに掲載するなどの方法で周知を図っております。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答：保健福祉課】

乳がん検診、子宮頸がん検診については、国の指針に基づき、対象、頻度などを定めて実施するとともに、受診勧奨を行い、受診率向上に取り組んでいます。大阪府が実施している健康づくりの事業に関しては、適宜、市民への情報提供を実施するとともに、市独自に健幸マイレージ事業を実施し、市民の健康づくりの推進に取り組んでおります。

また、ホームページや広報紙、LINE等を活用し、健康づくりに関する情報発信に取り組んでおります。

(3) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答：高齢介護課】

介護職員の拡充、確保を目的に、年に一度、摂津市事業者連絡会の協力のもと、介護職員初任者研修を開催後、「摂津市福祉就職フェア」を実施しております。

また、大阪府社会福祉協議会が中心となって、介護人材の魅力を発信する事業に本市は参画しており、来年度は小学校の高学年を対象に、介護の仕事に興味を持ってもらえるような漫画を製作し、配布することを計画しております。

また、介護福祉士等の資格を持つ介護職員に専門性の高い介護業務に従事していただくため、介護施設において清掃や配膳の手伝いを行う「介護助手」の養成研修の取り組みを令和2年度から開始しております。

また、介護職員の処遇の改善につきましては、国における処遇改善加算及び特定処遇改善加算の制度がありますので、介護サービス利用者には質の高いサービスが提供されるよう、その取得促進に向け、今後も積極的に大阪府等が開催する研修の情報提供を行うなど、周知に努めてまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答：高齢介護課】

地域包括支援センターが、地域のニーズに即した高齢者の総合相談窓口としての機能を発揮できるよう、「地域包括支援センター運営協議会」の意見や審議を踏まえ、機能強化に取り組めます。また、広報紙への掲載やパンフレットの配布、関係機関を通じた周知等、ひとりでも多くの市民に地域包括支援センターを認知していただけるよう、周知・広報を行ってまいります。

(4)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答：こども教育課】

昨年度策定した「第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な施設整備を行うとともに、認可保育施設との連携を図ってまいります。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答：こども教育課】

民間保育所等に対して、当該保育所等に勤務する保育士用の宿舍を借上げる費用の一部を補助するとともに、令和元年度からは、新たに市内の民間保育所等で保育士として勤務する方に対し、「就職支援補助金」の支給を行っております。また、今年度は新型コロナウ

ウイルス感染症の影響により実施できませんでしたが、例年であれば市で開催する研修等には、民間保育所等で勤務する方にも多く参加していただいております。研修機会の確保にも努めています。民間の保育事業者との意見交換については、公私立園長会等において、保育施設の現状把握や、必要な支援の検討を行ってまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答：こども教育課】

病後児保育を民間保育園（1園）で実施しております。また病児保育については、指定する施設（1か所）を利用した場合の利用者負担金に対して補助金を交付しております。

また、せつつ幼稚園を民営化するにあたり、募集要項にも病児保育事業の実施を記載しており、現在、実施に向けて協議中です。今後も「第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、病児・病後児保育をはじめ、子育て支援の充実に努めてまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答：こども教育課】

認可施設・認可外施設にかかわらず、府又は市による指導・監査を行っているところです。現状では、本市において企業主導型保育施設はございませんが、今後も引き続き、適切な情報提供と相談対応を行ってまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子どもの居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答：子育て支援課】

子ども食堂を運営いただいているNPOや民間団体等が活動しやすい環境作りを念頭に交付金の有効的な活用をはじめとした、子ども食堂に関する情報の周知など、行政がどのような役割を果たすべきか、他市での好事例など情報収集に努め、子どもの居場所という視点での子ども食堂の効果的な取り組みについて研究してまいります。

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答：家庭児童相談課】

毎年11月にオレンジリボンキャンペーンを実施し、さまざまな方法で啓発活動を展開しています。昨年度からは「オール大阪の取り組み」として各自治体の首長がお揃いのジャンパーを着用しての周知を行っております。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目的とした「子育て世代包括支援センター」については、令和2年度に機構改革を行って母子保健業務を子育て支援部門に移管したうえで設置し、虐待防止も含めた緊密な連携体制を構築しております。

なお、学校との連携として、臨時休業期間中には電話や家庭訪問等による安全確認を依頼するなどにより状況把握に努めております。

<新規>

⑦小児科専門の救急病院の新設について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所を新設し、子供の救急医療体制を整えること。

【回答：保健福祉課】

休日・夜間等において、市立休日小児急病診療所による診療及び広域対応として、高槻島本夜間休日応急診療所での診療を実施し、子どもの救急医療体制を整備しております。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答：学校教育課】

少人数学級の実現については、引き続き国や府に要望してまいります。

また、本市立学校においては、客観的な勤務時間管理を行うため平成30年度より出退勤管理システムを導入しております。在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が、本市教育委員会規則で示す範囲内となるよう、引き続き適切な管理を行ってまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答：子育て支援課・学校教育課】

新しい給付型奨学金制度の情報等を含め、奨学金についての情報を摂津市進路保証協会と連携し、伝えてまいります。また、市独自の奨学金制度及び奨学金返済支援制度の導入することについては考えておりません。

また、コロナ禍において返済困難な方に対しては、生活状況の聞き取りを行うなど、必要に応じて返済猶予措置を実施してまいります。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答：人権女性政策課】

近年、我が国において、いわゆるヘイトスピーチとされる発言を伴うデモ等が全国各地で公然と行われ、その様子が関連する団体のインターネット上のウェブサイト等で宣伝される他、報道で大きく取り上げられるなど社会問題化しております。特定の民族や国籍の人々を排除する差別的な言動は、人々に不快感や嫌悪感を与えるだけではなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねないものであり、あってはならないことであると思います。市ではヘイトスピーチ解消に向けてリーフレットの作成や、各施設の所管課が、各施設の設置条例等に基づく利用制限規定の適用について、解釈・運用する際によるべき基準としてヘイトスピーチ解消法を踏まえた摂津市の公の施設等の利用手続に関するガイドラインの策定を現在進めております。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答：人権女性政策課】

性的マイノリティに関する問題については、身体の性、心の性、性的関心の向かい方など、一人ひとり違いがあるにも関わらず、偏見や無理解によって生まれた問題であり、取

り組むべき人権課題であると認識しております。

すべての市民の人権が尊重される「人間尊重のまちづくり」を推進する本市として、職員及び関係者、教職員が多様な性自認、性的指向に関する基礎知識を身に付け理解を深めることは必須であるため「性の多様性に関するハンドブック」を作成し、「公文書における性別記載欄指針」を今年度定めました。

摂津市では、第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～（改訂版）において、男女共同参画社会へ向けての環境整備として、「性の多様性を尊重できるよう啓発活動を行う」ことがうたわれており、男女共同参画センターでの市民向け講座の開催、リーフレットの配布等を行っております。

これらの活動を通じて、知識の普及と差別意識の解消に努めてまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答：人権女性政策課】

平成28年12月に制定し、施行された「部落差別解消推進法」には、その第3条第2項において部落差別の解消に関し、地域の実情に応じて、施策を講じることが地方公共団体の責務であると明記されております。本市としては、これまでも部落差別は許されないものであると認識の下にこれを解消することは重要な課題と位置づけ、リーフレットでの啓発活動を行いました。

今後も、摂津地区人権推進企業連絡会と連携した就職差別撤廃に向けた啓発や、ホームページ、広報紙等で同法の周知を図ってまいります。

【回答：産業振興課】

本市では、市内に事業所を置く67社で構成される摂津地区人権推進企業連絡会が主体となり、企業における人権侵害防止のための情報提供・啓発活動を行っております。会員事業所が実施する企業内研修会への講師派遣、資料提供などにより、引き続き活動支援を行ってまいります。

<新規>

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答：選挙管理委員会事務局】

投票所に関しては、令和2年9月20日執行の摂津市長選挙及び市議会議員補欠選挙において、新たに千里丘駅前のフォルテ301に期日前投票所を設置し、利便性の向上に努めたところです。

そのほかの記号式投票、不在者投票手続きの仕組み等のご要望については、法律の制限、国の選挙との兼合い等がありますので、今後の国の動向、制度改正に注視してまいります。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答：総務課】

本市では、ふるさと納税（寄附金）を受け入れる際に、寄附者が9つの行政分野の中から、使途を選択できるようにしています。行政分野には教育や産業振興も含まれていることから、寄附者が教育や産業振興などを選択すれば、それらの予算に充てることとなります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くするための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答：環境業務課】

食品ロスにつきましては、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク」に参加し「30・10運動」や「おいしい食べきり運動」などに取り組んできました。今年度は、食品ロスパネル展やごみ収集車に啓発物を貼るなどの啓発活動を実施しました。今年度は、一般廃棄物処理基本計画の見直しの年となっており、食品ロス削減に向けての取り組みについても検討しております。大阪府と連携を図りながら、小盛メニューの普及、ドギーバッグの活用等に向けて、食べきり持ち帰りを進められる環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答：環境業務課】

フードバンクにつきましては、令和元年度より、市民団体と協働して食ロスパネル展、セミナーを実施する中でフードドライブを実施し、集まった商品をフードバンクに提供しました。今後は、市民や食品関連事業者の認知度を高め、フードバンク活動の輪を広げていく必要があります。そのために、まず、フードバンク活動についての周知、啓発を進め、定着化を図るなかで、市民団体、関係機関と連携を図りフードバンクへの支援に努めていきたいと考えております。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答：産業振興課】

引き続き、厚生労働省が示す企業に取り組むべき指針を踏まえ、企業への啓発を図るとともに、国、大阪府や各般の動向等を注視しながら、消費者への啓発についても検討してまいります。

<補強>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答：産業振興課】

消費生活相談ルームにおいて、相談員による窓口相談をはじめ、消費者被害防止に向けた出前講座を実施し、消費者への情報提供及び啓発を行っております。

特に、特殊詐欺や悪徳商法に関しては、庁内関係課や警察などと積極的に情報共有し、被害防止策として、啓発ステッカーの配布を行うとともに、65歳以上の高齢者に対し、自動通話録音装置を無償貸与しております。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答：都市計画課】

市内の鉄軌道駅のエレベーター及びエスカレーターにつきましては、施設管理者により適切に維持・管理されております。

<新規>

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答：こども教育課】

未就学児の園外活動における安全対策のため、令和元年度には関係機関と連携し、合同点検を実施しました。その際、対策を講じる必要があると認められた箇所について、順次対応をすすめております。今後も各保育施設の園外活動箇所において、定期的に点検を実施し、危険性が認められる場合は、対策に努めてまいります。

<継続>

(3) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答：防災危機管理課】

市の災害特性や避難所の位置、災害情報の入手方法などハザードマップへの掲載を行い、出前講座やホームページ等で引き続き啓発していくとともに、避難所開設訓練等も実施してまいります。地域防災計画については、感染症対策を含んだ内容に改訂してまいります。

<補強>

(4) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【回答：防災危機管理課】

初動時において人員不足が予想される場合には、大阪府や協定締結市へ応援要請し、近隣市との連携が必要とされる場合には三島地域相互応援協定などを活用した連携を行ってまいります。

また、大規模災害時においては、公助の支援が行き届かないことが想定されることから、自助・共助を強化すべく、出前講座や自主防災訓練、ホームページなどを通じて、自助・共助の啓発、推進を行ってまいります。

<新規>

(5) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答：防災危機管理課】

自助・共助の視点から、あるいは公助を支援いただく観点から本市では令和元年度より地域防災の担い手である防災サポーターの養成を行っておりますが、引き続き本事業に取り組み、地域防災力の向上に努めます。帰宅困難者の対応については、適切な避難行動がとれるよう大阪府を中心として、公共交通機関、企業等と連携した情報発信に努めてまいります。

<継続>

(6) 大阪府北部地震に対する継続支援について

2018年6月に発生した「大阪北部地震」への支援を継続して行うとともに、国・大阪府に対しても必要な措置を求めること。特に、府域内で同じ全壊、大規模半壊の被災者の間でも支援の有無に差が生じないように、引き続き検討を進めること。

【回答：防災危機管理課】

大阪北部地震に限らず、大規模災害の際には必要な支援について、国・府に要望してまいります。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答：防災危機管理課】

堤防などハード面の整備については、継続して河川を管理する国・府に働きかけを行ってまいります。

また、ハザードマップなど災害情報や避難情報など、引き続き周知、啓発、広報を行ってまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答：防災危機管理課】

事業活動の休止基準については、事業所ごとの事業継続計画（BCP）で定めるものであり、中小企業が事業継続計画（BCP）の作成に取り組めるよう、支援方法や啓発方法について関係各課と検討してまいります。また、災害時には避難所等において感染拡大防止策を講じてまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答：防災危機管理課】

防犯の推進に関しては大阪府警察本部が中心を担っておりますが、本市としても安全安心のまちづくりに向け、警察と連携して啓発等に取り組んでまいります。

<新規>

(9)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答：障害福祉課】

現在、障害者の移動手段確保のための市独自施策として、在宅の身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A所持者に対して、普通タクシー基本料金相当額の助成(年間24回分)を実施しています。また、移動販売や商業施設の開設・運営等の支援策については、手段・方法も含めて検討を行っており、今後も関係機関との協議を進めてまいります。

【回答：高齢介護課】

平成30年度に高齢者の日常生活を支援するために、地域住民が共に支えるまちづくりをめざし、生活支援コーディネーターや「地域が元気になるための話し合いの場」として「暮らしの応援協議会」が中心となり、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワークの構築を進めています。本市では、移動支援のニーズが高いことから、高齢者を支える多様な主体とともに、新たな仕組みづくりを推進してまいります。

<新規>

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答：人事課】

職員の採用については、技術職をはじめ、退職者数等を勘案して計画的に行っているところです。また、職場・研修・人事制度の観点から計画的な人材育成を図るとともに、年次有給休暇の取得促進等、職員一人ひとりが力を発揮できる職場環境となるよう全庁的に取り組んでいるところでございます。

【回答：経営企画課】

近年、新規採用職員を含め若手職員の配置が行われ、人材の確保・育成及び技術継承を推進する体制は整いつつあると考えており、今後も継続して取り組みます。

また、水道事業の経営状況等を理解していただくために、市民にわかりやすく情報を伝えられるよう広報に努めてまいります。